

京都市告示第 77 号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年 4月17日

京都市長 門川 大作

京都芸術センターについて、平成29年5月29日（月）から同月31日（水）まで臨時休所とする。

（理由）

当該期間に、施設のメンテナンスを行うため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）